

(別紙)

評価細目の第三者評価結果（共通）

※すべての評価細目（53項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	○a・b・c
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	○a・b・c
<p>・「子ども一人一人を大切にし、保護者や地域に信頼される保育所を目指す」という理念を掲げている。この理念は、佐世保市公立保育所全園共通である。</p> <p>・「一人一人の個性を尊重し、豊かな人間性をもった子どもを育成する」という基本方針を明文化しており、理念の「子ども一人一人を大切にすることをもっとわかりやすくした基本方針を掲げている。</p>	
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	○a・b・c
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	○a・b・c
<p>・理念や基本方針を、職員に改めて所長から説明をすることはないが、全保育室には掲示し、子どもを大切にすることを伝えている。職員数名に聞き取りを行ったが、新人職員も含め全職員、理念や基本方針を把握していた。</p> <p>・入所時に保護者に説明をする「入所のしおり」の中に、理念や基本方針を記載し、説明をしている。また4月の保護者会の際には、「一人一人の子どもを大切にしたい保育を行っている」ということを説明して、理念や基本方針を周知している。</p>	

I-2 計画の策定

I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a・b・c
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・b・c
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。	
I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	a・b・c
I-2-(2)-② 計画が職員に周知されている。	a・b・c
I-2-(2) 計画が保護者等に周知されている。	a・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市内の公立、私立の保育所の今後の方針である、させぼっ子未来プランが策定され、平成27年4月から施行予定である。この項目では、園独自の中長期計画や事業計画の策定が求められている。 ・単年度の事業計画は作成しており、所長と主任で大枠の計画を立てた後、職員会議等で職員とともに再度計画を練り直している。 ・年度はじめの保護者会等で資料を配布し、説明を行っている。 	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。		○a・b・c
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。		○a・b・c
<p>・職務分担表に、「園の運営管理」と「保育事業の管理」等所長としての職責の明記をしている。平成26年4月から所長に就任しており、職員へは「みんなと力を合わせて、保育に取り組んでいこう」と話をしている。また職員へは、声かけを重視をしてリーダーシップを図っている。</p> <p>・重要な法令については、佐世保市から通知がきており、必要に応じて職員へ周知している。特に子どもを守るために災害や防災等危機管理については、今後も重要視していきたいことである。</p>		
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。		○a・b・c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。		○a・b・c
<p>・あるクラスで新人職員だけになった際、子どもが落ち着かないことがあった。その時には、他の職員が立つ位置を変えた見本を見せたところ、子ども達が落ち着きを取り戻したとのことである。言葉で伝えるのではなく、実際にやってみせて教えるような工夫をしている。</p> <p>・土曜日は子どもの数に応じて職員の配置を変える等の工夫をしている。また、気になる子どもに対して、保護者に園での様子を伝え、理解してもらったうえで、発達センターのドクターにつなげることができた。職員が十分に対応できるよう、佐世保市に加配の職員を配置できるよう要望を挙げたところ、2名の加配職員がつくようになった。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。		○a・b・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。		○a・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。		a・b・○c
<p>・社会福祉事業全体の動向や、地域の子どもの数等については佐世保市から情報を得ている。また、地区の民生委員児童委員、主任児童委員等と、子育て家庭と地域の子育て支援希望者への講座や研修、懇談会等を行う地域連携事業で、情報を得ている。地域連携事業には、地域支援担当職員が参加している。</p> <p>・月1回、佐世保市へ実績報告を行っている。佐世保市との連絡窓口は、所長や地域支援担当職員が行っている。</p> <p>・長崎県や佐世保市の監査は受けている。公立保育所の為、公認会計士等による外部監査は受けていない。この項目では、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家による外部評価を実施しているかどうか、またその結果を経営改善に活用しているかどうかを問われている。</p>		

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。		a・○b・c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。		a・○b・c
<p>・保育所として、必要の人材についての希望を佐世保市へは伝えているが、人事関係は佐世保市が決める為、要望どおり実現していない。</p> <p>・年1回、全職員が自己申告を記載し、それに基づき所長と面談を行っている。所長のみ、基準に基づいて人事考課が実施されている。今後、他の職員も行われるような取り組みを期待したい。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。		○a・b・c
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。		○a・b・c
<p>・所長か主任のどちらかは園にいるようにしており、他の職員はなるべく希望の日に休みが取れるよう配慮されている。</p> <p>・佐世保市の職員として、温泉に安く入ることができる等の福利厚生がある。また園独自で、歓送迎会等の為にお金を積み立てており、金銭面で一度に負担をかけないよう配慮している。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	○a・b・c
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a・b ○c
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	○a・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修年間計画表を作成しており、平成26年度の研修のねらいは、「目を見て誰にでも心から挨拶できる子を育む」「歌やリズム・遊びを通して表現する喜びを知る」と掲げている。 ・歳児別研修、障がい児研修等様々な研修に参加している。また、休日でも興味がある研修があれば参加している。研修のお知らせがきてから、所長が職員へ研修参加を促す等は行っているが、個々人の研修計画を策定するまでは至っていない。 ・職員会や、年2回のあじさい会にて研修報告を実施している。研修の振り返りを行い、受講してきた内容を保育に活かしている。 	
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。	第三者評価結果
II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a ○b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、保育士資格取得のための実習生を受け入れており、学校から連絡があった後、佐世保市役所へ受入れについての伺い書を挙げている。 ・「実習生受け入れマニュアル」を策定しており、守秘義務や服装等についての細かい注意点が記載している。この項目では、受け入れに関するマニュアルの中に、①受入れについての連絡窓口②保護者等への受け入れの意義・方針・日程等の事前説明、③職員への受け入れの意義・方針・日程等の事前説明④実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されていることが求められているため、今後期待したい。 	

II-3 安全管理

II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。	第三者評価結果
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	○a・b・c
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	○a・b・c
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	○a・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対応マニュアル、ノロウイルス対応マニュアル、不審者や事故等の通報マニュアル等整備をしている。感染症に関しては、罹患状況を保護者にもわかるよう玄関に掲示して情報を流している。 ・津波を想定した防災訓練を年2回、消防署の立会いのもと消火訓練等を行う総合避難訓練を月1回実施している。以前の総合避難訓練の際、相談室に逃げ遅れた人がいないか確認していないことがあり、消防署員からは、避難の際にはすべての部屋を見て回り、逃げ遅れている子どもがいないかの確認を必ず行うようにとの指摘を受けて、次回より改善をしている。 ・遊具点検日を決めて、毎週1回職員が交代で点検を行っている。また、0歳児から2歳児までの部屋は、机の角等で怪我をしないようにクッションを取り付けて防護し、危険箇所から子どもを守る対策が取られている。 	

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-③	ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a Ⓑ c
<ul style="list-style-type: none"> 相浦川のこいのぼり、公民館まつり、愛宕まつり等に参加し、地域との交流は活発である。また、年2回米軍海兵隊と愛宕山へ登山をし、異文化に触れる体験を行っている。 在宅親子支援広場のわいわい広場、0歳の会のたんぽぽ、心身の発達を促すことを目標としたすくすく広場、小集団のあそびの会のポケットの会等、地域の保護者や子どもを受け入れる体制が盛んである。 夏休みに学生ボランティアを受け入れたり、保育用品作りのボランティアを受け入れている。ボランティア受け入れ時には、守秘義務や挨拶をする等の諸注意は伝えているが、ボランティア受入に関するマニュアルはなかった。この項目では、ボランティア受入の基本姿勢を明示したマニュアルの整備が求められている。 		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
<ul style="list-style-type: none"> 佐世保市役所、学校、自治会等連携先が分かるように整備している。連絡をする担当は、主に所長・主任・地域支援員である。 佐世保市子ども保健課、子ども発達センター、ことばの教室、まどか教室、すぎのこ園、幼児教育センターと常に連携している。 		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c
<ul style="list-style-type: none"> 一時保育や、日曜保育を行ってほしいとのニーズがあるが、佐世保市乳幼児施設ガイドを渡したり、他の保育所や発達センターのわいわいを紹介している。 今年度から、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、すぎのこ園で連携するコーディネーター連絡会が立ち上がり、そのメンバーの一員となり、心の闇を抱える子どもに対応できるよう取り組んでいる。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。</p> <p>・ 道徳心を培う心の教育ということで、毎月19日を徳育の日としている。「トイレのスリッパを並べる」や「元気にあいさつをする」等クラスや子ども一人一人、目標を掲げて、実施をしている。この実施が親子のコミュニケーションのきっかけにもなっている。</p>	(a)・b・c
<p>Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</p> <p>・ 職員全員が、「個人情報の保護に関する誓約書」を提出している。また、「臨時職員等の心得」にて、「仕事上知り得た秘密は他の人に漏らしてはいけない、退職後も同じである」と明記しており、公務員としてプライバシー保護は徹底している。</p>	(a)・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。	第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。</p> <p>・ 行事が終了した後に、保護者へアンケートをとり集計して職員への周知をしている。保育参観の後アンケートには、「外遊びの様子を見たい」という意見が挙がり、親子遠足後では、「0歳児と3歳児の子どもと一緒に見ることができないので、年齢別に遠足をしてもらえれば」との意見が挙がった為、今回からは前向きに変更をするよう考えているとのことである。</p>	(a)・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	(a)・b・c
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	(a)・b・c
<p>Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。</p> <p>・ 送迎時やおたよりノートで、相談や意見を伝えてきている。担任に言えない場合は、所長や主任に言ってきており、意見を言いやすい環境である。</p> <p>・ 意見・要望・不満を解決するための仕組みに関する規定があり、解決の手順が整備されている。</p> <p>・ 意見や苦情等には迅速に対応し、必要に応じて記録を残している。園だよりにより意見や要望があった時には、対応した内容を記載し、保護者に周知している。</p>	(a)・b・c

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・ b ・c
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・ b ・c
<p>・9年前に第三者評価を受審して以来、今回は2回目の受審である。厚生労働省より、「自己評価ガイドライン」が示されており、その中で、「保育所の取り組みを基盤に、第三者評価など外部評価を受けることは、評価に客観性を増し、保育所の説明責任をより一層適切に果たすことにつながる」との記載がある。今後の取り組みを期待したい。</p>	
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a ・b・c
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a ・b・c
<p>・週案、月案、年案に基づいて日々の保育を実施しており、定期的に職員会やケース会議を行い、評価や見直しをする仕組みをとっている。</p> <p>・全職員、子ども一人一人を大切にとのことから、抱きしめる等を共通認識している。</p>	
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a ・b・c
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a ・b・c
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a ・b・c
<p>・子ども一人一人、月目標を掲げて評価を行い記録を残している。常に所長・主任へ記録を提出し確認をしている。所長・主任からは誤字・脱字がないようにとを伝えてしている。</p> <p>・個人情報が入った記録は、開園以来倉庫にて保管している、廃棄をしたことはない。ほとんどの書類が永久保存となっており、保存期間を定めた文書もある。</p> <p>・職員会やケース会議で子どもの情報は共有している。</p>	

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。		○a・b・c
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。		○a・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットを近くのスーパーや小児科・産婦人科等に設置している。また、佐世保市制だよりやホームページへ情報を提供している。 ・「入所のしおり」を使用して、サービス開始前にわかりやすく説明をしている。保育料等の料金関係の説明は、佐世保市の子ども支援課が行っている。 		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。		○a・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・当園へ転園してきたり、他の保育所へ転園する子どもはいるが、個人情報の関係もあり、引き継ぎ書等は作成していない。求められれば提供をするが、今まで依頼があったことはないとのことである。小学校へ進級する際は、保育要録（保育所での様子や生育等）を記載し、渡している。 		

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。		○a・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・入園時に、保護者が子どもの基本情報や身体状況、生活状況、保護者の状況を「児童の記録」や「健康調査票」、「緊急連絡調査票」に記入提出し、入園後に所長、主任、担任が個人面談を行い、保護者の意向や食事状況、アレルギー等をさらに詳しく聞き取り把握している。 ・気になる子どもは4月中に再度アセスメントを行いケース会議で協議し保護者と話し合っている。「児童の記録」や「健康調査票」「緊急連絡調査票」等は毎年4月に見直しを行っている。 		

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	○a・b・c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	○a・b・c
<p>・保育課程に基づき、各年齢で子どもの生活や発達を見通した年間、月間指導計画を作成し、それに沿って日々の生活に即した週指導計画を作成している。子どもの年齢や発達に応じてそれぞれの書式を変えている。各指導計画は職員会議で協議し作成している。</p> <p>・年間指導計画は0～5歳児まで各年齢別に作成され、それぞれにねらい、保健・安全、環境設定、養護、教育、食育、適切な援助、保護者への支援、行事が書かれ、年間指導計画に沿って月間指導計画が作成されている。毎月、月の評価や保育者自身の視点の評価を行い次月に繋いでいる。</p> <p>・月間指導計画に沿って週指導計画を作成し、0、1歳児は週のねらい（週初め）と評価（週末）、離乳食、各児童のバイタル、食事、排泄、睡眠、子どもの視点・姿・保護者への支援等を毎日記録している。2～5歳児は週のねらい、週の反省、環境構成・配慮事項、保護者への支援、子どもの活動、子どもの視点・姿・反省を毎日記録し、週末に保育者自身の視点や子どもの姿・視点、保護者への支援を評価して次週に繋いでいる。</p> <p>・指導計画を基に0～2歳児、3～5歳児の個別指導計画も作成され、一人ひとりのねらいや配慮事項、養護、教育、食育、保健・安全、保護者への支援内容が書かれ、経過及び評価を行っている。障がい児は別の書式による児童ケース記録表と月間個人計画により目標、配慮点、特記事項、経過、反省が記録されている。</p> <p>・各指導計画、個別指導計画は、職員会議やケース会議において0～2歳は毎月、3～5歳は3カ月に1回保育の目標やねらい、子どもの状況、保護者の意向、保育実践等の振り返りや見直しを行っている。</p>	

(別紙)

評価細目の第三者評価結果（保育所）

※すべての評価細目（24項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	(a)・b・c
1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)・b・c
1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)・b・c
1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)・b・c
1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	(a)・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・保育課程は、保育所保育指針や、保育所の保育理念、保育方針、保育目標に基づき所長会議、主任会議にて3園合同で検討し作成しており、保護者への支援は保育参観や保護者会、保護者面談時に意見を把握して反映している。保育課程は3園合同で年1回評価し改善している。 ・各保育室は明るく、園児の運動発達状況に合わせて広さが確保されている。空気清浄機や加湿器で60%に湿度が保たれ、階段は滑らない床剤を使用し、部屋は毎日床の拭き掃除をする等、衛生・安全性に配慮している。園では顔色や動きを視診により把握し、スキンシップを大切に子ども一人ひとりの状況に応じて丁寧にかかわっている。特に乳幼児に関しては、個別にSIDSチェック表を作成して5分ごとに様子を観察確認し、室温も1時間おきにチェックしている。 ・1、2歳児は特に、動き初めで怪我が多いため、園では、「朝来たとおりにきれいに帰す」ことを目標にしている。探索活動が十分に行えるように部屋の広さを確保し、家具の角を防護する等、環境に配慮している。また、基本的な生活習慣の確保としてトイレトレーニングを大切にしている。「いや」と拒否時は表情や動きを把握しながら話をしっかりと聞き代弁する、スキンシップをとることで主張を理解していることを伝え、自我の育ちを受け止めている。保護者へは、送迎時の対話で子どもの成長を喜び合い、共感しあう中で不安や疑問の解消に努めている。 ・3歳以上の子どもは、基本的な生活習慣が身に付き「できることは自分でする」ことが大切になる。3歳児は、個人から友だちとの関わりを楽しみながら集団へ移行する時期である。友だちと譲り合いながら遊びや生活の中のルールを覚え、信頼関係を深めることで自分の気持ちを安心して出せるような関わりを行っている。 ・4歳児は、5歳へ移行する難しい時期である。5歳児への憧れもあり、4、5歳は同じ組で過ごし、信頼関係を築きながら一緒に遊びを工夫し楽しめるような関わりをしている。5歳児は、時計を見て行動する、先生の話のしっかりと聞く、20分間イスに座る等、就学に向けた関わりを行っている。保護者には、クラスだよりやお迎え時に園での様子を伝えている。 ・指導計画に沿って、小学校への期待を持てるように、なわとび体験や1年生の授業参観、体験給食等、小学校へ行く、1・2年生の卒園児を園に招待して独楽回しや母の日制作をする等、小学校の子ども達との交流を行っている。職員合同連絡会（保・幼・小）を年4回開催して職員間交流も図られている。保育所児童保育要録を小学校に提出している。 		

1-(2) 環境を通して行う保育	
<p>1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	(a)・b・c
<p>・各部屋は明るく、毎日床を拭き掃除する、玩具は毎日消毒する、各部屋や玄関に消毒液を置く等、清潔な環境保健に配慮している。遊戯室で一人でゆっくりくつろげる場所も確保している。0歳児はハイハイができるように部屋を広くとる等、子どもの発育、発達が促されるような環境を整備している。</p>	
<p>1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	(a)・b・c
<p>1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	(a)・b・c
<p>1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわかれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	(a)・b・c
<p>1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	(a)・b・c
<p>・一人ひとりの今の状態を把握し、見守り、待つ姿勢、手を貸しすぎないことで、自分でやろうとする気持ちを育てている。5歳児は、就学に向けて、周りの状況を見ながら自分の行動を我慢する力も身に付くように支援している。毎朝、9時半に外で自由に遊ぶ時間を作り、遊具で怪我をしないように毎週、「遊具日常点検表」により点検を行う等、安全に配慮しながら進んで運動しようとする時間や環境を整備している。</p> <p>・お道具箱がいつでも取り出せる場所にあり、ハサミやクレヨンを使って個別にじっくりと取り組むために好きなことをする時間を作っている。ゲームや、おにごっこ等、ルールのある遊びを通して待つことや我慢すること、大きい子どもは小さい子どもにやさしく接すること等、友だちと協同で活動できるような保育環境が整っている。これらの生活ルールが身に付くことは生活習慣の獲得に繋がっている。</p> <p>・子どもが父親と一緒にとってきたザリガニやメダカ、金魚を玄関や保育室で飼育し観察することで、身近に動植物に接する機会を作っている。拾ってきたどんぐりで制作した作品を地域の公民館祭りで披露している。公共機関を利用して保幼小連携行事に参加する、公民館祭りや相浦川こいのぼりたてに参加する等、季節や地域の伝統的な行事に参加し、地域の人たちと接しながら社会体験を得る機会を作っている。</p> <p>・保育室の黒板に写真や漢字、ひらがなを貼る、季節に応じた歌や絵本を読む等、遊びの中で自然な形で言葉や文字が取り入れられている。週1回のリズム遊び時に子どもたちで歌を決め、運動会やお遊戯会、お別れパーティーで披露している。また、口頭劇や米軍海兵隊との異文化交流で英語に触れる機会も作っている。</p>	

1-(3) 職員の資質向上	第三者評価結果
<p>1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p> <p>・週指導計画の中に週のねらいを踏まえて「子どもの育ちを捉える視点」と「保育者自身の視点」を毎日記録している。それを基に月のねらいに沿って「子どもの育ちを捉える視点」と「保育者自身の視点」を毎月記録し自己評価を行っている。</p> <p>・年齢別園内研修を年4回行い、年間目標を踏まえ、各クラスで具体的な評価項目を挙げ、留意事項や配慮事項に沿って経過・反省を行っている。それを職員会議で報告し、全職員で評価している。実践においてもベテラン職員が実際の動きを新人職員に見せながら指導することにより、専門性の向上に努め、お互いの学びあいや意識向上に繋がっている。</p> <p>・今後は、厚生労働省が示す「自己評価ガイドライン」に基づく自己評価を全職員による共通理解のもと、保育所としての自己評価に取り組むことが望まれる。</p>	a・(b)・c
2-(1) 生活と発達の連続性	第三者評価結果
2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	(a)・b・c
2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	(a)・b・c
2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	(a)・b・c
<p>・子どもを受容するには、スキンシップが大切である。一人ひとりの子どもを抱きしめることで、人の温かさや愛されていること、理解していることを子どもに伝えている。子どもを理解することにより、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちを代弁することができる、職員は常に意識しながら状態に応じた保育を行っている。</p> <p>・保護者面談時に家庭環境や生活リズムを聞き、一人ひとりの違いを把握し、週指導計画や月指導計画に記録して、ねらい達成にどのように近づけていくかを話し合っている。また、登園時や延長保育では所長、主任をはじめ全職員で、子どもの状況に応じて抱いたり声かけを行っている。</p> <p>・障がい児保育に関する研修（二水会）への参加を職員に呼びかけ、お互いにローテーションを工夫しながら多くの職員が参加している。研修後は資料を基に職員会議で報告し共有している。子ども発達センターの医師や作業療法士、子ども保健課の保健師からの助言や講話も受けている。障がい児に対しても個別の指導計画を作成し、定期的にケース会議を開催して話し合う機会を設けている。</p> <p>・障がい児には加配保育士を設置し、他児と共に成長できるように、抱いたり手を引いたりしながら同じ生活を一緒に楽しむことができるようにしている。保護者とは、連絡帳や送迎時、個人面談時に園での生活や家庭の様子等、子どもの姿についての情報を交換し共有している。</p> <p>・延長保育は（18：15以降）延長保育担当職員2名で行っている。17：00に各担任から引継ぎを行い、縦割り保育のため子どもは自分の好きなことをして遊ぶため、年齢に応じた遊びを工夫し安全面への配慮を行っている。担当保育士が検食したおかしや野菜ジュース、ゼリー等の軽食を用意し、調理日誌に記録している。延長保育時の様子はお迎え時に報告し、担任が報告すべき事項に関しては（風邪、怪我等）担任が残って保護者に伝えている。その際は所長、主任も同席する等保護者との連携に配慮している。</p>	

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場	第三者評価結果
2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a・(b)・c
2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	(a)・b・c
2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	(a)・b・c
2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果や子どもの発育発達状況について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	(a)・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの既往歴や予防接種の状況は、毎年4月に健康調査票により把握している。急な体調悪化や怪我等、子どもの健康状態は担任から他の職員や主任、所長と情報が共有され、医務室（事務室）で保護し、お迎え時に保護者に報告している。「保健だより」や「給食だより」で子どもの健康管理について保護者に情報提供をしている。 ・園独自の「感染症対応マニュアル」や「ノロウイルス対応マニュアル」はあるが、今後、発育・発達に適した生活を送ることができるように「保健計画」の作成が望まれる。 ・食事は子どもの身体的成長の基本と捉え、3園合同で「保育所食育の全体計画」を作成している。嫌いな食べ物も声かけを行い、命の大切さを話しながら、調理師や保育士は毎日、子どもと一緒に楽しく食事をする中で、食生活習慣の確立を図っている。 ・調理師は担任から給食の残量や意見を聞き、子どもの発育に沿った食べやすい大きさや量、色合い等を工夫している。「食育年間計画」を作成して、発達に応じて土作りから種植え、苗植えをし、子どもと野菜の収穫を一緒に喜び、給食で提供している。収穫した野菜を家庭に持ち帰り、献立に使うことで保護者と子どもとのふれあいの機会を作っている。 ・離乳食は1品ごとにお皿にのせ、混ぜないようにしている。離乳食からの移行期は「離乳食食品チェックリスト」を作成して、保護者に食べている食品をチェックをもらい、家庭で試してから使用するようになっている。刻み食や主食をおにぎりにする等、子どもの発達状況に合わせて調理法を工夫している。 ・毎月の予定献立表に10時食、12時食、15時食（アレルギー対応食）、0歳児食を掲載し、手作りのおやつを提供している。食育の日には、郷土料理（トルコライス、浦上そば、具雑煮等）に触れる機会も作っている。 ・年2回健康診断、年1回歯科健診を受け、結果は連絡帳の後ろに記録して保護者に伝えている。身長・体重は毎月測定し身体測定記録に記入している。4・5歳児に関しては、歯科医の指導のもと、毎日、フッ化物洗淨液で60秒うがいを実施している。 	

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制	第三者評価結果
2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	(a)・b・c
2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	(a)・b・c
<p>・6ヶ月～1年に1回アレルギー検査を行い、医師の診断を受け、その指示に従って適切に対応している。各保育室にアレルギー表を作成し、個別にアレルギー除去食や片付けの仕方を記入し、プライバシー保護の観点から表は2つ折りにして壁に貼り、他児の保護者に見えないように配慮している。</p> <p>・「アレルギー食対応マニュアル」を作成し、マニュアルに沿って細かく手順を決めている。アレルギー食専任の調理師を配置し、調理室にアレルギー除去食表を貼り確認している。盛り付ける時に声をかけ合い確認する、アレルギー食は最初に盛り付けて別の場所に置く、アレルギー食のトレーは一般食のトレーと色を変える、保育室での食事はアレルギーのない子どもとは別の机に座って食べる（横に座っている子どもの食事を食べる可能性があるため）等、園では「命を守る」ことを第一に考えて対応している。</p> <p>・アレルギー食の点検は、毎日、「アレルギー食対応マニュアル」に沿って実施されている。また、予定献立表（アレルギーチェック表）を毎月作成し、保護者に食べられない食材に○をつけてもらい情報を共有している。</p> <p>・「佐世保市保育所給食衛生管理マニュアル」を作成し、それに沿って、調理場、水周りを清潔に保ち安全を確保している。過去1年間に衛生管理での問題は発生していない。「佐世保市保育所給食衛生管理マニュアル」は定期的に見直しが行われ、個人用の爪ブラシを設置する等、改善している。保育者や調理師本人以外でも家庭で誰かがインフルエンザ等に罹患したら園を休み、代替のスタッフを配置する等の配慮がなされている。</p>	

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携	第三者評価結果
3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	(a)・b・c
3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	(a)・b・c
3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	(a)・b・c
3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a・(b)・c
<p>・毎日の給食を玄関に展示する、献立表を配布する、野菜作りの状況を園だより、クラスだよりで情報発信する、給食やおやつ試食会を設ける等、保護者が食に関心を持ち、食への理解や子どもと食べること、作ることに喜びを持てるような取り組みを展開している。月に1回、所長や主任、各クラス担任、調理師で給食会議を開催し、アレルギー確認や残量、発達に応じた食材の大きさ、子どもの好み、楽しく食べるための工夫等を検討している。</p> <p>・保護者に配布する献立表の中で、エネルギー摂取量の1日平均値や手作りおやつを紹介している。食育だよりとして、かしわもちの由来や細菌対策、防災非常食の案内、ウィルス対策、冬の対策、ノロウィルス対策の情報を伝えている。保護者会時に調理師が、子どもに評判のよかったレシピを紹介し、嫌いな食材を食べさせる工夫等を話すことにより、保護者が食育に関心を持てるような取り組みを行っている。</p> <p>・毎日の送迎時の保護者との会話を大切にしている。子どもができたことを褒め、成長の喜びを保護者と共感することで、保護者の気持ちに寄り添っている。保育参観や、給食試食会、スクールカウンセラーによる育児講座等、様々な不安を抱えている保護者に対する多くの育児支援を行っている。</p> <p>・年2回保護者会を開催している。保護者会では保育所からの説明後、各クラスに分かれて、担任や他児の保護者と子どものいい所や困っていることを、保護者同士でお互いに話し合う機会を設けている。年2回保育参観を開催し、子どもの普段の様子を見てもらっているが、保護者が休みの日やなわとび大会、お誕生会、独楽回し等の行事はいつでも参観できる。年1回保育週間を作り（11月に1週間）保育実践の場面に保護者が参加できる機会を作っている。</p> <p>・毎朝、子どもの身体状況を視診で観察している。パジャマへの着替え時や検温、トイレ時に発見することもある。あざやひどい怪我などの痕があれば写真で残し、ケース会議で気になる事例を話し合っている。気になる親子がいた場合は「子ども保健課」や「子ども子育て支援センター」等と連携を図っている。「佐世保市児童虐待対応マニュアル」を事務所の見える場所に置き、職員間で回覧している。今後は、子どもの命を守るためにもマニュアルに基づく職員研修の実施が望まれる。</p>	